

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和5年2月13日(月) 13:30 ~ 15:50
- 2 場所 危機管理センター 大会議室
- 3 議題 (仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書
について
- 4 出席委員 市川委員(会長) 江藤委員() 畠委員() 平山委員、堀委員、
松四委員() 皆川委員() 井上専門委員、山崎専門委員
() Web出席
- 5 内容
 - ・資料1、2および参考資料1~5について説明後の委員および専門委員からの質疑は以下のとおり。

(会長)

参考資料4「庁内意見(自然環境保全課意見)」は、公聴会の公述内容を踏まえての意見という認識で良いか。

(事務局)

自然環境保全課からの意見については、各分野の専門家への意見聴取、猛禽類保護に関する両専門委員も参加されている検討会等の場を通じての意見聴取を通じて、その内容を踏まえて同課でまとめられたもの。

時系列的には公聴会后だが、意見の主たる部分については、専門家の意見を踏まえて自然環境保全課でまとめられたものと考えている。

ただ、公聴会の結果は庁内関係課に共有しているので、その内容の踏まえるべきところは踏まえて意見をまとめられたものと理解している。

(委員)

参考資料4の委員限り資料の中で、取り止めに要請する風車の表があるが、これは、クマタカ保護の観点から設置取り止め等を要請する風車を整理されたものであり、希少な植生保護などの観点は入っていないという理解で良いか。

(事務局)

クマタカ保護の観点のみである。

(委員)

資料2の私が指摘した3つの内容に対する回答が、論点がずれて回避されてしまって

いる。

まず1番目の問題点について、メッシュの切り方によっては、今、事業者が検討されている環境保全措置の対象とする風車以外にも対策が必要となる風車が出てくる可能性があるのではないかという指摘だが、メッシュは決まったものということだけが書かれており、回答になっていない。メッシュを違う大きさ、あるいは違う位置で切り直し、得られるデータの不確かさを考慮して空間解析を行ったときに、この風車と別の風車に本質的な違いはなく、追加で環境保全措置の対象とすべき風車も出てくるのではないかという指摘したが、それに対する検討がされていない。

2番目は、追加の環境保全措置の対象とする風車を、リスクの最も高い風車の半値以上の風車とすることに根拠がないのではとの指摘で、前回の審査会の当日に「ひとまず半値を判断の基準とした。今後、よくよく検討したいと考えている」と回答があったにも関わらず、何も検討されていない。この回答だと判断基準がありませんということだが、基準がないからといって適当な値を使うわけにはいかないのではないか。何を判断基準とすべきなのか、それ自体を真摯に検討するのが本来望ましい姿勢ではないか。

3番目は、書いていること自体がよくわからない。今、計算されて、せっかく定量的に評価されている衝突確率から見て、その地域に住んでいる個体の生存や、つがいが営巣して繁殖するという行動を存続させる上で、風車が重大な脅威となるのかどうか検討すべきではないか。今、ここに猛禽類が営巣して繁殖していることがわかっているので、風車を建てることによって、それができなくなるような大きな環境変化をもたらすものになるのかどうかを真摯に考えるべきではないかということを言っている。しかし、地域個体群の影響評価はできませんという回答で、専門家がこう言っていますということだけを盾にして言い訳をしているようにしか感じられない。

これら3つの点について、どういう考えなのかを事業者から聞くまでは、これで最終回答として納得することは私にはできないが、他の委員の先生方はどのようにお考えか。

(会長)

前回最後に言いましたように、事業者を交えての審査会は前回で打ち切り、今回は審査会意見をまとめるということで、事業者は同席しておらず、これ以上回答を求めることはできない。そのため、委員の納得していないという意見が審査会での意見として公開されることをもって、回答の論点がずれているという意見が事業者に伝わるものと考えている。

(委員)

委員の仰る通りだと思う。私自身もいくつか質問させてもらっているが、ことごとくそれに対して満足のいく回答を得られていない。特に、希少猛禽類の繁殖に関わるような、環境保全措置の一番根本的なところの質問にも関わらず、根拠や透明性が不明確な専門

家の意見の一部だけを持ってきて大丈夫と言っているのは、回答として不十分。

(委員)

私も同じように感じてきたので、そのことを審査会意見に入れるのは難しいか。

(会長)

各委員からの質問の後に、事務局から審査会意見案の説明をされる。その際、メッシュの切り方による衝突確率の予測の不確実性等が、意見案のどの部分に反映されているかを含めて説明をお願いしたい。

(専門委員)

私も委員と同じ考え。特に3番の回答で、専門家から「クマタカについては、当該地域の外部から個体に移入してくることが考えられるため、対象事業実施区域周辺だけを地域個体群とすることには無理がある」とあるが、地域個体群というのは範囲を任意に設定することができるため、ここを地域個体群として捉えれば、他から入ってくるのは当たり前で、それらの個体群同士がメタ個体群を形成するから種が維持される。だからここで、地域個体群と捉えられないこと自体が非常におかしく、誰かわからなくても専門家が言えばなんでもいいのか、科学的ではない回答をしているという印象。

(会長)

それでは、今の点を踏まえて審査会意見案の説明をお願いします。

・資料3について説明後の委員および専門委員からの質疑は以下のとおり。

(会長)

先ほど各委員から意見があった、審査会委員の質問に対して明確に答えていないということについては、2ページの20、21行目に「画一的で科学的根拠に乏しく説明の合理性に欠けると考えられる点が随所に認められる」とあり、全般に関して意見している。また、事務局から説明があったとおり、クマタカの衝突確率に関しては、8ページの3、4行目に「衝突確率の予測評価には不確実性が伴うため、一定の安全率を見込む必要がある」というように事務局がまとめているが、不足であればご意見いただきたい。

それでは審査会意見案に対する意見をお願いします。

(委員)

個別的事項の中で、水生生物への影響が言及されていないことが気になる。今回初めて

高時川の濁水について、写真付き資料で詳しく伺ったが、濁水が長期にわたっているということなので、おそらく魚類等の水生生物への影響も出ているのではないかと思う。準備書の該当ページを見ると、魚類への影響予測について、濁水の流入による生息環境の悪化のところで、画一的に全て影響は小さいと言い切っており、よくないと思う。

高時川の長期的な濁水の影響で水生生物、特に漁業への影響が既に出ている可能性がある。そのあたりを再度しっかり調査されることを意見に入れてはどうか。

(事務局)

審査会意見については、ご指摘のとおりと思います。濁水の発生に注意が向いていましたが、生物への影響が出てくるということについては、8ページの(7)植物・生態系の中で、高時川の濁りの状況を受けて、水生生物への影響をフォローしていかなければならないということを記載させていただいてはどうかと思います。

(委員)

それで結構です。

(会長)

項目を新たに設けるということか。

(事務局)

項目の名前を変えて、高時川の状況を十分踏まえて、水生生物・魚類について予測評価をしっかりとやっていくということを指摘する趣旨で修文させていただきたい。

(7)植物・生態系の項目で動植物全般についての指摘をしており、動物種に関する予測評価についての指摘を生態系でまとめているため、そこを包括するような書きぶりで記載させていただく。

(委員)

高時川の濁りの原因になっている細粒土砂の流出源は、必ずしも今回の事業対象地と一致していないと思うため、書き方には注意する必要がある。

例えば、その地域の地質条件が、裸地が出現したときに細粒土砂を流出させやすい条件であるということや、細粒土砂が流出したときには、遠くの下流側まで沈砂させることができないような粒径になっているということをお前置きとして記載しておいて、水生生物への影響を見越して、事業地からの濁水の発生についての留意を促すという内容にしないといけない。今回の豪雨以降の高時川の濁りが、ダイレクトにこの事業と関連しているわけではないことに注意が必要かと思う。

(事務局)

ご指摘のとおり、現状起きていることと、これから事業を行われることで切り分ける必要があると思います。少なくともそのリスクの証左として、今回の事案が起こったと思うので、その辺りを誤解のないよう表現を検討したい。

(委員)

今の話に関連して、3ページの36行目の「その結果に応じて、水の濁りに係る予測評価を見直すとともに、必要に応じて水象に係る影響についても予測評価を行い」を「必要に応じて水象・水生生物に係る影響」と書いてもよいのでは。

(事務局)

分かりやすくなると思うため、修正したい。

(委員)

ここで書かれていることについて、私自身は尾根部からの土砂流出というよりは、尾根部を開削することによって水の流出量が増え、その増えた流出量によって、事業地の下にある、今日紹介いただいた資料にある荒れ地から土砂類が流出し、間接的に溪流環境に悪影響を与えているのではないかと指摘し、その予測評価をすべきだと言ってきたつもりだが、なかなか改変面積が決まらないという理由でしてもらえなかった。そんな懸念事項があることを伝えておく。

(事務局)

1点確認させていただきたい。前回の先生のご指摘を意識し、4ページの2行目の「沈砂池排水口の～」という箇所での新たな裸地の発生の可能性について記載させていただいていますが、もう少し表現を変えた方がよいでしょうか。

(委員)

こう書いてもらえていれば、そういった事態が起こり得るということが表現されているので、この表現でいいと思う。

(委員)

2ページ目で準備書の問題点全般について指摘があり、準備書ではこういうことを明確に示す必要があるが不十分である、あるいは科学的根拠に欠けるということが書かれており、出来上がっている準備書そのものについて、厳しく指摘しているということではあると思うが、準備書の成立過程についても非常に疑問がある。配慮書の段階ではそれほど懸念を持っていなかったが、審査会の回数を重ねる度に、委員が建設的な助言の意図も

込めて指摘しているにも関わらず、それに対して全く向き合っていないような事業者の姿勢について、環境そのものに対してもそうだし、アセスの仕組みに対してもかなり不誠実だったのではと思う。

そこで、再三のコメントや審査会からの申し出に対しても対応されることなく、こういうものになっているということも指摘したいと考えたが、そこまでは難しいか、皆さんはどのようにお考えか。

(委員)

先ほどの各委員の意見と同じように感じている。審査会意見で、不十分だからこういうように追加で調査し、環境保全措置を検討するよということが一杯書かれてあるが、それが本当に行われるのか、また専門家の意見の都合のいいところだけを取り上げて、私たちは十分やりましたというふうになるのではないかと不安に思っている。

今まで私たちの指摘に対して十分対応されてこなかったという事を、書いて良いのかは分からないが、審査会意見案には表現が柔らかく書いてあり、普通に読めばそこまで想像できないと思う。この内容が経済産業省へ行ったとしても、誠実に対応されてこなかったということが、これだけでは全然伝わらない。追加の調査をして、これだけ考えましたということが事業者から返ってきて、それで事が進んでいくのではないかと、とても不安に感じている。

(会長)

書いていけないことはないと思うが、直接的に書くのは難しいのではないか。書くとなれば、2ページの20行目辺りをもう少し具体的に書いてはどうかと思う。

(委員)

追加の調査をなさいと一杯書いてあるが、評価書では私たちは審査できず、事業者が調査し、これくらいやりましたということで終わるといことか。

(会長)

資料1の3ページのフローのとおり、経済産業省で評価書の審査が行われる。

直接的に書くのはどうかと思うが、両委員が言われているので、2ページの20行目辺りをもう少し補足してはどうか。

(事務局)

2ページの15行目から23行目の表現を工夫したい。

実際のところ、こういったご指摘があってもおかしくはないと思っていた。クマタカの個別的事項の項目には、審査会での議論を入れざるを得ないと考え、記載した。それとの

整合性を踏まえつつ、この部分の表現を考えたい。

(委員)

今の議論を踏まえると、10ページの「4 その他」の(1)等で、最後が「検討すること」となっているが、検討したけれども何もできませんでしたとか、検討もされないおそれがあるのかなと感じた。「検討すること」よりも、もっとはっきりと具体的な対応を求めるような記述にすることは難しいか。

(会長)

審査会としてどこまで言えるかという話だが、事務局としてどうか。

(事務局)

案を作る中で、アセス制度で予測評価が不十分ということに対しては、確実に指摘すべきだと思い、はっきり言及させていただいている。ただ、事業の中身については、アセス制度の趣旨を考えると、そこまで言いづらいついておいて、表現を使い分けている。

案を再チェックするなかで、ここはもっと踏み込んでもいいのではというところがあれば、提示させていただきたい。

(会長)

私も環境影響の大小や、調査・予測・評価の手法の妥当性については、当然審査会で意見を言うべきで、環境影響が大きくなるような事業をしてはいけないという考えは当然あるが、制度上、事業の細かい中身にまでは立ち入れないのではと思う。

(専門委員)

今の意見に関連して、平成30年に配慮書が提出されてから5年が経過し、審査会意見案の説明だけでも長い時間がかかる事例であり、私の経験ではこれだけ課題点、問題点を指摘した事例はあまりない。

2ページの29行目から31行目に、猛禽類の関係で対応すること、それができない場合は事業計画の抜本的な見直しを検討することとあるが、抜本的な見直しではなく、事業の取り止めも含めた検討とすべきではないか。

審査会意見として妥当かという議論はあるかと思うが、私は含めるべき事例だと思っている。おそらく委員の方々も一番ベースの部分にそういう思いがあって、長い間、色々な指摘をしてきたのではないかと思う。その大きなベースの部分を出しておかないと完結しにくいのではと思うが、いかがか。

(会長)

基本としては、アセスというのは制度・枠組みに沿って、その範囲の中でやるべきだということがある。

特に、滋賀県の場合は参考資料1の「第2 審査の方針」の(5)に、「審査会は、事業の可否について判断しない」とあるので、今まで「事業の取り止めを含め」というのは審査会意見として書いていなかった。

ただ、審査委員の意見として、この事業に関しては環境影響が大きいので取り止めた方がいいのではという意見が多ければ、審査会意見としてではなく、審査会で発言いただき、それを知事に伝え、知事意見で「取り止めも含め」という記載を今までも入れていた。

県としても、事業の可否の判断を審査会にさせるのは忍びないというのがあると思う。審査会で審査委員としてこういう意見が多かったので、知事としてはこう判断しますというのは可能だと思うが、審査会としては事業の可否まで判断するのはしんどいと思う。

そのため、両委員が、環境影響が大きいので配慮してほしいという意見を審査会の場で言われたということは、事務局がそれを知事に伝えるという形になる。

(専門委員)

制度・立場上の制約は配慮が必要だと思うが、今回の事例では、30行目に「重大な影響を回避または十分に低減できない場合は」という条件がついている。つまり、審査会としては意見への対応を全てやってもらえれば、基本的には回避低減できるはずという前提で話をしている。それができない場合というのは、自動的に審査会としては認めるべき対応をさせていただけずに影響が軽減または回避されていないということになる。そういうこと言えば、審査会でこれだけ多くの指摘と対応案を示しているのに、それについて何らかの追加対応もできない場合は環境影響評価制度そのものが機能しなくなるため、必ずやってくださいという強い意見を言うべきと思う。

可能な対応を講じてもお十分に影響を低減できないと事業者が評価した場合は、事業の全面的な取り止めしかないのでは。

(会長)

結果としてはそうなる。そう言っているのなら書けということだと思うが、そう言っているから書かなくてもいいだろうという考え方もある。

さっき言ったように、審査方針の(5)に縛られてしまうので、ここで一回判断すると、今後の審査案件でも審査会として判断していかななくてはならなくなるため、ここは審査方針に従った方がいいと思う。

ただ、両委員の強い意見は事務局から知事に伝えると思う。

(専門委員)

事業の可否というのは all or nothing だが、この場合はこうやってくださいと条件を与えているので、対応出来なければ取り止めを考えるようにというのは自明の理ではないか。

(会長)

専門委員の考えは分かります。

(専門委員)

他の事例もあるとのことなので、判断は事務局に任せたいが、今の意見について、他の委員の方々に取り止めまでは求める必要はない、という意見があれば伺いたい。

(委員)

環境アセスがきちんと行われているかどうかを見るのが審査会で、事業を実際に行うかどうかについては判断しないというのはもちろん分かるので、ここに書くべきことは、事業を行うかどうかではなく、環境アセスをやり直すかどうかではないか。

環境アセスがきちんと行われていないにも関わらず、準備書の段階に至ってしまったことが、私たちが懸念しているところだと思う。審査会として予測の前提条件が明らかでないとか、予測評価が適切でないとか、論理的でないという意見を述べているにも関わらず、是正されない状態で素通りしてしまうことに非常に問題があると感じている。

事業計画の抜本的な見直しを検討することを提言するというよりも、あくまで環境アセスをやり直す、しっかりやるということを提言する、あるいは環境保全措置を講じることを提言するのが本来的なのかなと思う。

(会長)

今の話は準備書・評価書の制度のことである。準備書に対して不十分だからやり直せと言って出てくるのが評価書なので、準備書を差し戻す制度ではない。準備書に対して意見を言い、その準備書を修正して評価書にもっていくという段階なので、結果的には委員の言っていることになるが、例えば、方法書まで戻せということはできない。

準備書を修正したものが評価書で、準備書を修正して評価書にするという制度なので、見直してくださいというのは、見直して評価書を作ってくださいという言い方になる。

(会長)

事業の可否については審査会の制度のこともあるため、事務局と相談して考え、考えた結果、入れるか入れないかは皆さんに確認する。

(事務局)

分かりました。その他の文言の修正案も含めて会長と相談させていただき、皆さんと本日欠席の先生方に状況を伝えた上で確認します。

1点、説明が漏れていましたが、具体的に意見をいただいている景観の委員について、事前に審査会意見(案)を確認いただいた段階ではご意見はないとのことでしたが、今一度、修正案を含めてご確認いただきます。

(会長)

専門委員に伺いたいですが、他の風力発電事業の審査の際も今回も、目玉シールと塗装だけではなく、国内外を含めて環境保全措置を調査するようにとのことだった。10ページの25行目に各風車への接近の有無を常時監視するシステムを導入し、場合によっては風車の運転を一時停止するなどある。これはカメラを設置し、障害物があれば電車等が急停止するようなシステムだと思うが、効果があるという事例はあるのか。

(専門委員)

実際に海外で成果を公表されている事例があるので、検討をお願いした。特に大型の猛禽類についてスペインでは、人による常時監視をされており、猛禽類が近づけば連絡を取り、緊急停止させる運用をされているところがある。

また、山ではなく、オジロワシなど海を飛んでいる猛禽類については、カメラを使用し、自動で常時監視するシステムが開発されていると聞いている。

(委員)

専門委員の発言と関連するが、参考資料4の自然環境保全課の意見の表では、設置取り止め等要請と書かれていたが、資料3の7ページの33行目には「低減させるための環境保全措置を講じる必要がある」と書かれている。環境保全措置を講じても低減できなければ、この風車は取り止めてくださいというのは言い過ぎか。これを取り止めればだいぶ基数が減る。

(会長)

先ほどの事業の可否の部分にひっかかるという判断だと思うが、この文も含めて検討する。

(事務局)

先ほどの議論でもあったが、この予測評価自体が確実なものではないにもかかわらず取り止めるべき風車を具体的に記載するのは矛盾があるため、この点を考慮して事務局案をお示しした。

また、年間衝突確率 0.05 回未満という記述については、風力発電におけるクマタカの衝突確率をこの程度に抑えれば良いといったスタンダードな位置付けとも捉えられてしまう恐れがあるが、そのような意図ではなく、あくまでこの事業についての目安を例示している。

ただ、この辺りや先ほどの議論を含めて、表現をもう少し工夫できないか検討し、相談させていただきたい。

(委員)

形式的なことだが、8 ページの(6)と(7)のタイトルが全く同じになっており、よくないのでは。

(事務局)

先ほど水生生物の話をいただいたので、その辺りの記述を追加しつつ、タイトルについても検討したい。

(会長)

(7)が「動物・生態系」になるのでは。

(事務局)

植物についても記載しているため、改めて検討したい。

(委員)

最初の方に議論があった、審査会が出した質問に対して明確な回答が無いということについて、やはり書き加えて欲しい。後で検討いただければいいが、2 ページの 23 行目の最後に「さらに、審査会の場で委員から出された質問に対して十分な回答がなされず、審査会による審査そのものができなかった項目もある」ということを書いてもよいのではないか。

(会長)

分かりました。2 ページの 18 行目から 23 行目辺りにもう少し具体的に記載する話と、事業の取り止めの話、水生生物の話などを整理し、修正して皆さんに確認する。

(委員)

細かい話だが、3 ページの 35 行目に「見直しの必要性について検討すること」とあるが、必要性は不要で「見直しについて検討すること」でよいのではないか。必要性と書いてしまうと、それこそ何も検討されない可能性がある。本当はもっと踏み込んだ表現にし

てほしいが、必要性和書かれてあるのはこの箇所だけなので、削除されてはどうか。

(事務局)

分かりました。

(会長)

それでは、先程の点を検討し、確認いただくこととして、本日の審査会は終了します。

【以上】